

大阪中央基署発 0826 第 2 号
令和 4 年 8 月 26 日

建設業労働災害防止協会大阪府支部
大阪中央分会 分会長 殿

大阪中央労働基準監督署長

建設現場に設置している設備等の点検について【緊急要請】

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政の推進、とりわけ労働災害防止活動に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の建設現場において、現場作業員が被災する重篤な災害（詳細は、別紙を参照ください。）が、7月に1件、8月に2件と、連続して3件発生しており、大変憂慮すべき事態となっています。

これら3件の重篤な災害を見ますと、いずれも、設備の不備・不良により発生しています。

建設現場では、作業に応じ様々な設備等を設置しますので、その中でも、特に危険度の高いと思われる、下記の設備等について、点検を実施していただきますよう、貴分会会員各社へ御周知願います。

記

- 1 高所に仮設の設備、重量物等を設置している場合、その設置方法の再確認と、設置状況（取付け部材等）の点検。
- 2 墜落制止用器具の取付け設備本体と、その支持部の点検。
- 3 足場の作業開始前点検において、足場各部材の確実な取付けを確認。
- 4 作業員の墜落防止のため、開口部に覆いを設けている場合、その覆いの強度の再確認と、設置状況（ズレ止め等）の点検。
- 5 高所からの物体の落下防止のため、開口部や作業床端部に巾木や覆いを設けている場合、その巾木等の設置状況（破損、養生不足、支持部等）の点検。

重篤災害概要

	職 種	災 害 概 要	発 生 原 因
1	エレベーター工	マンション建設現場内の常設エレベーター設置工事において、昇降路3階付近に停止したゴンドラ上にて、ガイドレールの立設作業中、12階床レベル付近に設置した揚重機本体が、被災者へ落下し、死亡したものの。	12階床レベル付近に設置していた「揚重機本体」が、取付け部材の破損により落下したこと。
2	とび工	足場解体作業中、解体した足場部材を足場上から、ブラケットとロープを設置し、荷下ろししていた。 被災者は、墜落制止用器具（フルハーネス）のフックを最上層の枠組み足場の横架材に掛け作業を行っていたところ、ブラケット設置側の足場ジョイント金物部材（最上層と一つ下の層のジョイント部）が破断し、最上層のビティ枠とともに墜落し、死亡したものの。	墜落制止用器具を掛けていた「ビティ枠自体」が、接続部材の破損と、吊り荷の重量により落下したこと。
3	とび工	クサビ緊結式足場のメッシュシート取外し作業中、何らかの理由で、被災者が大筋交（専用斜材使用）と接触した際、当該大筋交の上部緊結部が外れ、手すりを乗り越え地上まで墜落し、重篤な状態となったものの。	大筋交で使用していた「専用斜材」の上部緊結部が、容易に外れたこと。 （詳細は、現在調査中。）